## 事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書

首都直下地震や南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺での巨大地震、さらには激甚化・頻発化する豪雨災害等、大規模災害への備えは年々重要性を増している。大規模災害が発生すれば、市街地等や社会インフラは甚大な被害を受け、被災自治体は速やかに復興まちづくり事業に取り組まねばならない。特に、市街地等における上下水道や電気、ガス等の基盤整備は、他分野の復興まちづくり事業に先立って実施する必要があり、事前復興まちづくり計画の早期策定及び着実な実行が求められる。

そのためには、人口減少や少子高齢化を踏まえ、復興後に想定される居住人口や産業規模に応じた適切な復興の目標や方針を平時から検討しておくことが不可欠である。国土交通省においても「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン」が策定されているが、令和6年7月末時点で地方公共団体の事前復興まちづくり計画の取組着手率は約67%にとどまっているのが現状である。

しかし、災害はいつ起きてもおかしくない。災害後により良い復興を実現する ためには、ソフト・ハードの両面から、地方において主体的かつ計画的に事前復 興に取り組むことができるよう、法整備や制度設計を検討することが重要である。

よって国会及び政府は、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 事前復興の概念を整理した上で、大規模災害からの復興に関する法律等の関係法令等に明確な位置付けを行うこと。
- 2 事前復興を促進するため、事前復興まちづくり計画を策定する地方公共団体 に対し、財政措置の一層の充実・強化を図ること。
- 3 地方公共団体が主体的かつ計画的に事前復興に取り組むことができるよう、 専門的・技術的助言などの支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年10月14日

長 衆 議 院 議 参 議 院 議 長 内 閣 総 理 大 臣 総 務 大 臣 大 財 務 臣 国 土 交 通 大 臣

殿